



児童福祉法改正と協会のありかた



主だった内容は、

- ①市区町村がこども家庭センターを設置し、民間のサービス事業の創設を支援すると共に、必要に応じてそのサービスの利用勧奨・措置を実施する。
- ②児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけを行う。
- ③社会的養育経験者等に対する自立支援の強化を行い、支援の拠点を設置する事業を創設する。
- ④児童の意見聴取等の仕組を整備する。
- ⑤一時保護開始時の判断に関して司法審査を導入する。等々

行政と民間との協働体制の構築

今回の改正のポイントの一つは、増え続ける児童虐待ケース等に対して、もはや児童相談所と市区町村の二元的行政対応だけでは、限界にあることを見極め、広く民間サービスの創設を促して公民一体となった支援体制を構築しようとする法改正の背景意図が見て取れる。

今後この方向性が一段と強化されていくことになると思われるが、当協会もすでに近隣自治体からの要請を受け、自治体職員に義務化されている法定研修や、要保護児童対策地域協議会（要対協）へのスーパーバイザー（SV）派遣などを、協会業務として実施してきている。

とりわけ、近年いくつかの自治体で生じた虐待死亡事件を契機にして、各自治体からSV派遣の要請が相次いでいる。

ただ、現時点で言えば、通常月1回程度開催されている市区町村の要対協実務者会議は、まだ自治体の公立機関職員に限られているところが大半で、民間が参加しているところは少ない。だが、どこも増大し続ける対応ケースに人手や支援体制が追い付かず、言葉は悪いが下手をする

抱えている。

今回の法改正は、このリスクを克服するため、民間のサービス事業を創設・拡充し、公民一体の体制構築によるサービスを提供できる家庭と子どもの支援強化を目指している。

今後の方向性と協会

すでに触れたが、今後はますます公民の一体化による福祉課題への取り組み強化が求められることになる。そうしなければもはや低下し続ける家庭機能や地域機能に抗って家庭や子どもを支えることは不可能であるからだ。

民間福祉機関は、行政とはまた異なった目的や成立経緯、あるいは財政事情などもあるので、その独自性の維持と、かつ行政との連携のバランスのととり方が難しいが、とりわけ行政からのニーズが高い職員の研修要請、およびSV派遣は、双方が工夫を凝らしつつ取り組みを持続していく必要があるだろう。

ただいずれも、家族や子どもに対する直接的サービスではなく、家族や子どもを支援する行政のスタッフに対する支援、という若干異なった色合いになる。

今回の法改正で例示されている民間サービス事業の創設や拡充は、子どもの居場所づくり、訪問による家事支援、親子関係の形成・再統合支援、ショートステイや一時預かり事業などの支援が挙げられていて、家族や子どもへの直接的なサービスが想定されている。

しかし、今後公民の一体的体制をより強化するという方向性を重視するなら、当然行政のスタッフを支えるための間接的支援事業の強化は避けて通れない。

その意味で、民間による行政スタッフの支援に係る事業に対する、明確な位置づけとしっかりとした財政的裏付けの確保を切に望みたい。

なお、今後市区町村が、民間事業の創設を支援し、公民による具体的サービスを提供する支援体制を構築するためには、従来市区町村の職員があまり担ってこなかったコミュニティオーガニゼーションの動きとノウハウが求められることになるので、その取り組みについての意識改革と実践が必要不可欠になる。

（理事長 津崎 哲郎）